

## 仙台市デジタル化推進検討懇話会設置要綱

(令和2年12月17日市長決裁)

### (設置)

第1条 本市の事務事業におけるデジタル化の推進に関する事項について検討を行うため、仙台市デジタル化推進検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 本市の事務事業におけるデジタル化の推進に係る施策に関すること
- (2) その他デジタル化の推進に関して必要な事項に関すること

### (組織及び委員)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、デジタル化の推進に関し識見を有する者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和3年6月30日までとする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により、それぞれ定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会長は、懇話会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用した会議への出席は、前項の規定による出席に含めるものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 懇話会の会議は、公開する。ただし、会長が会議を公開しないことにつき相当の理由があると認めるときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、まちづくり政策局情報政策部ICT推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年12月17日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年6月30日限り、その効力を失う。